

外數箇項目

然るに依然として新制度(八時間賃働制度)を喜ばざる職工は、一月十七日に至り俄然意業氣分に陥り、續いて作業標準分量を歩引制との發表につれて爾來勞資間紛議を醸し、工場一帯に怠業状態を續けおりしが、終に三月十六日交渉調はず總罷業となつたのである。

四月四日齋藤千葉縣知事調停に立つ。

四月七日會社は知事に調停方一任。

四月十日勞資圓滿和解成りて覺書調印(左記の通り)

四月十三日職工全員就業。

依て會社は覺書に準據して鋭意作業分量制の改正に努め、作業制度取調委員會を設置して考究討議し、以て具體的方針を決定するに共に一方縣當局者は卷淵技師一行を派遣し實地調査をなさしめ、其専門的見地より具體的成案を得、屢々會社と討議して漸やく第二次調停覺書を作成して遂に五月二十五日勞資調停相了し、茲に徹底的に協調成立したのである。

覺書(第一次)

野田醬油株式會社に於ける爭議に關し會社側並從業者側兩者の委託に依り國家産業の發達と勞資兩者の福利の増進とを圖る爲め左の條件を以て仲裁を爲す會社並に從業者は各誠意を披瀝して之が實行に當るは勿論將來互に相倚り相扶けて圓滿なる發達を遂げられむとを望む

- 一、從業者の作業は會社所定の時間制に従ひ二月二十一日會社發表の標準分量に因る。但し當分の内三月十二、十三兩日の實狀を標準とし之に達せざるときは歩引を爲し標準分量以上の作業を爲したるときは其分量に應じ歩増を爲すこと
- 一、前項の制度は五月末日迄之を繼續施行し其實效に鑑み會社は調停者の意見に従ひ直ちに作業制度の改正其他適切なる措置を爲すこと

三、從業者が作業制度若くは待遇等に關し重要な事項に付意見あるときは之を調停者に申出で會社に對し斡旋を請ふべきこと

四、今回の爭議に關し解職したる者に對しては會社は此際相當の手當を支給すること

五、會社は調停者の推薦に依り前項解職者を此際解職前と同一の状態に於て新たに採用すること、前項により採用したるものは今後に於ける本人の作業振りを考察し將來勤続年數算定の場合には今回の解職に拘はらず之を勤続者と見做すこと

大正十二年四月十日

調停者

千葉縣知事 齋藤 守 園

外十七氏

前記各條項を承認し誠意從業員に臨み其人の人格を尊重することを誓ふ

野田醬油株式會社代表者

社長 茂木七郎右衛門

前記の各條項を承認し誠心誠意作業に従事すべきことを誓ふ

從業者總代

阿野 實

和田 喜一 郎

古谷 作 造

小岩 井 相 助

山口 六 市

松岡 駒 吉